告 示

埼玉県告示第百八十一号

 \mathcal{O} 例第六十一号)第六条第四項の規定により、 区域を変更したので、 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条 次のとおり告示する。 予定建築物の用途を限り指定した土地

為等の規制に係る事務を担当する課におい セ なお、 ンター及び当該市町村の都市計画法 変更した土地の区域を示す図面は、 (昭和四十三年法律第百号) て縦覧に供する。 当該市 町村 の区域を所管する建築安全 に基づく開発行

令和四年三月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

鳩山町	市町村
大字今宿の一部	土地の区域
流通業務・工業施設	予定建築物の用途

二 変更年月日

令和四年二月十六日